

平成23年5月13日

各 位

会 社 名 はるやま商事株式会社
代表者名 取締役社長 治山正史
(コード番号7416 東証第一部)
問合せ先 執行役員 村角彰則
(TEL. 086-226-7101)

取締役及び監査役に対するストックオプション(新株予約権)の導入 に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成23年6月29日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び監査役に対し報酬としてストックオプション(新株予約権)を導入する理由
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の中長期的な株主価値の向上に資すること、また、当社監査役の適正な監査に対する意識をさらに高め、当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を導入するものであります。
2. 取締役及び監査役に対するストックオプション(新株予約権)報酬額
当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30百万円を、当社監査役に対しては年額3百万円を、それぞれ上限として設ける。
3. 取締役及び監査役に対するストックオプション(新株予約権)の具体的な内容
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
当社取締役に対しては当社普通株式100,000株を、当社監査役に対しては当社普通株式10,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発

行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

当社取締役に対しては1,000個を、当社監査役に対しては100個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成23年6月29日開催予定の第37回定時株主総会において「取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

当社又は当社子会社の取締役を兼務しない執行役員、従業員等に対しても上記と同内容のストックオプションとして新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定です。

以 上